

「九条の会」千の風、万・億の風となり

「改憲」を吹き飛ばそう!!



民家と紅葉—香嵐溪にて 撮影 杉本紀代治

退職者

こだま会報

No.70



60年前のその頃

今年「戦後60年」という言葉がよく聞く。そういえば10年前には「戦後50年」としきりにいわれたことを思い出す。すると私は「ああ、もうそんなになつたのか。」という思いとともに、その頃のことの思いをさせる。

幼稚園を卒園したときは東京、それから疎開生活が始まり国民学校入学は平塚市。海岸から松林を抜けた所の家で富士山がきれいに見えた。しかし、海岸は軍が使っているのに近づくことは禁止。「何故行つてはいけないの?」と聞くことは何だかはばかれる雰囲気があつた。

一年生の冬にはまた疎開で父母の実家の広島へ。その汽車の中で、はしゃぐ私達の所へ近くの席から憲兵らしきゲートルの人が来て、母を叱責した。「ママ、パパと言つてはいけません。」と言う母に、また「何故?」と聞けない雰囲気があつた。すいてる車中だったが物思いに沈み、時どき涙ぐむ母に私も黙り込むしかなかった。転校した広島市内の学校

では私の標準語(東京コトバ)を級友にからかわれたが、すぐまた郊外に疎開。奉安殿の中はどんなになつているのか見たくて友達をさそうが「そんなことイケナイヨ!」とあたりをばばかりながら注意された。

8月6日。昼頃から被爆した怪我が逃げ来て近く的女学校の講堂はいっぱいになつた。「お線香を下さい。」と次々に頼まれた。

そして8月15日。午前中に裏山に向けて軍隊が続々と行進。新しい兵舎作りらしい。私の大事なカボチャがけちらされた。それは、食料不足を補うため、疎開児童に2粒づつ学校で配られた種を育てていたのだ。

しかし午後、ぞろぞろ山から戻ってきた。子供だったから毎日の生活は楽しい遊び中心の暮しだった。しかし、本当に無邪気にならなくなってはいけないことを心に命じていた。「もうカーテン開けていいのよ!」その敗戦の夜の母の言葉を忘れられない。

(山本文子)

楽しい趣味の会

趣味の会は、長生きの散歩道
と一緒に歩きましょう!!

卵 奥行のある食材に挑戦

恒例の料理教室がフォーラム南太田で、9月17日(土)に催されました。壮年部・こだま会のこの教室も16回に成り、種々な料理を体験。今回はどこの家庭にもあり、とつても身近かで安く栄養もたっぷりの食材の卵を使いました。

誰でも作ったことがあるオムレツ。玉ネギ、肉少々、しいたけをいため、ハヤシライスの素でドロツとさせたソースをかけるとご馳走!!



オムレツが上手に作れたら1人前と言われます。今回は是非そのコツを自分のものにと、参加者21名夢中になっ

て励み、試食や、お互いの製品を交互に味わったり、初めての方々も旧知の様に楽しんで、卵がこんなに奥行のある食材とはと感心。又卵豆腐や出し巻卵も覚え、自分で手がけたものは市販のより数倍も美味だと、参加者の食欲も盛んでした。又次回も参加したいと要望もありました。(叶井進二)

歴史教室・散策

ヤマトケルノミト
倭 建 命 東夷征代の説話
走水海へ

9月12日(月)衆院選挙の翌日、秋晴れ夏を思わせるような暑さ、気温は、30度Cを越えるのではないかと思いました。参加者14名、皆リュックを背に、陽焼けを気にしながら大きな帽子又は日傘で、熱中症にならないように気配りをしながらの参加です。

コースは京急馬堀海岸駅に集合、走水水源地―旗山崎―走水神社―観音崎―たたら浜―ほか。駅前道路から明治30年に拡張された軍用地です。水源を覚栄寺の裏山に求めた走水水源地も、日清戦争の折、海軍の需要のために赤レンガ造りの貯水池作り。下の道路より、これを眺めました。



覚栄寺、丹照寺、大泉寺など戦のために亡くなった人達の鎮魂、又幕末の兵士の宿舎などに使用されたとのこと。この地はすべて戦と関係した地でした。

走水神社「船かぢの碑」「庖丁塚の碑」は現在も使用すみの庖丁を、納めているそうです。

観音崎灯台!! これを上まで登るのかと、体力と一寸相談。天気はよし、狭いらせん階段を登り三百六十度の眺められるところまで完全登、東京湾を満喫しました。房総、アクアラインまで見えました。

囲碁同好会

事故もなく、天気よし、健康に感謝しながらの一日でした。(石川泰子)

囲碁の例会は毎月第一日曜日に、横浜駅西口相鉄出口から1分の囲碁クラブ『有心』で開いています。毎回12~15人の会員が集まります。3・4段が3割、初段から4級が半分、2割が初心者の方で女性の方が4人います。写真はクラブ『有心』の入口を示します。黄色いマークが目印です。

私も、35年前に囲碁を1年間個人的に教えてもらったまま、実戦も経験せずにいましたが、囲碁の会の幹事になり囲碁を打つことになり毎月の第一日曜日が待ち遠しくなりました。

昔の同僚に会えることもあります。皆さんの参加をお待ちしています。(青沼慶祐)



予告!! 予告!! 予告!!

●第7回文学・歴史紀行

主なコース

建長寺 (神雷部隊の碑)―円応寺―巨福呂坂切通し―鎌倉国宝館―太平寺跡 (来迎寺)

とき 11月3日(木) 午前10時
ところ J R北鎌倉駅改札口集合

(鎌倉に向かって左側)

参加費 三〇〇円 (調査費・資料代等に充当、拝観料は別)

その他 弁当・飲み物持参

雨天中止

案内 生方武羅夫会員
申込み 生方武羅夫

TEL 045-823-2166
FAX 045-823-1301

●歴史教室―06年の年間計画

3月27日(月) 散策

当麻・無量光寺へ

6月12日(月) 講義

源義経の伝説地

9月11日(月) 講義

日蓮、配流のあとを追って

11月13日(月)

尼将軍・北条政子の生涯

★スキー旅行へのお誘い★

ダイヤモンドダストの舞う北海道富良野で滑ろう。一緒にスキーを楽しみましょう。

日時 二〇〇六年一月一日

(水)〜一月四日(土)

宿泊 富良野プリンスホテル

〒076-0034 北海道

富良野市北の峰町18-6

三泊四日

費用 六二、九〇〇円

往復の飛行機代・バス代、ホテル三泊、朝食3、夕食3、

保険を含む。リフトゴンドラ

券付(ナイターも含む)

申込みは、次の口座に早めに振

込んで下さい。これが参加申込み

となります。

定員 30名(先着順)

口座 郵便貯金総合通帳記号1

0260番号1532-

7281叶井進一

〒245-0016横滨市泉区和泉町

5304

TEL 045-803-3713 (叶井)

●囲碁同好会

月例会に、気軽にご参加ください。

とき 毎月第一日曜日11時〜

ところ 囲碁サロン 有心

横浜駅西口大洋ビル6階

会費 六〇〇円
申込み

こだま会事務局

TEL 045-212-3179

青沼慶祐TEL 045-782-7665

登 豊吉TEL 045-824-7155

●食文化を楽しむ会

とき 十一月二四日(木)

ところ 横浜健康福祉センター

一一時〜一五時三〇分

(桜木町駅前)

テーマ 風邪予防の薬膳料理

冬を健やかに過ごす:

講師 上野多恵子会員

会費 一、八〇〇円

申込みは電話か、ハガキで事務局まで(電話の場合は火曜日に)

●俳句教室

毎月第三木曜日一三時三〇分

ら一六時頃まで、こだま会事務所

で開いています。春と秋の吟行(旅先

で句会を催す)も予定しています。

初めてのの方も大歓迎、楽しい句

会です。

指導 山本つばみ先生

(阿不利領主宰)

会費 七〇〇円

申込み、問合わせ

小川政則TEL 042-742-2253

または事務局へどうぞ。

こだま俳壇 (9月句会)

新井 博美
蟬しぐれ地震ふときも切目なく
鉢の疵騙し騙ましてとろろ摺る

井村 友彦
丹沢や朝霧深き滝の前
むら雲や地震の後の十三夜

白石 為康
苦瓜を下げてくる友杖の音
低気圧の変化に敏し秋の蜂

島田多嘉子
百二歳道のり越えきし母の夏
堅くなる母の爪切る終戦日

白井保次郎
何時かまた虫の声聞く闇の中
荒ぶ風過ぎて凜々しき百合の花

鈴木しげ子
涼風によきことあると思う朝
法師蟬だれも居ぬ家に我帰る

岸 一衛
葛の花何処にと探す甘き香に
野分過ぎ鎮守の森に蟬さわぐ

三井 光子
柔かき嬰兒腕に寝待月
青葉風富士を間近に露天風呂

横川美代子
無人駅良民ばかり稲田風
冬瓜の大き過ぎて眺め居る

小川 水草
背筋ぴんと傘寿の農の葡萄摘む
六十路まだ若造よばり葛の花

山本つばみ
出航の錨巻く音雲の秋
ひとところ秋陽濃くして海荒るる

会員紹介

趣味 彩彩——生き生きと

中原 保彦さん



魚を三枚に下せる中原さん、驚き納得。筆不精と自称なされる中原さんにその趣味の周辺を伺いました。

なし」より)

〔鮎の友釣り〕「オトリアユの動きを目印で追いながら竿と糸を操り、ポイントからポイントへ誘導し野アユに仕掛ける、休ませたり働かせたり、オトリアユと一緒に川底を泳いでいるような感じ。掛かった瞬間の『ガツン』とくる当たり、川底でキラリと光る銀鱗、暴れる2匹のアユをじっくり引き寄せ獲り込むときのゾクゾクする感じが、私が私を虜にするのです。」



〔県公衆衛生協会「会報」・「へばな「友釣り」師のは

〔料理〕「……など法外な家族の『評価』にすっかり乗せられてしまったのです。しかし、何度か繰り返すうちに『おだてに乗る快感』だけでない『魅力』を見いだしたのです。新鮮な魚をさばく手ごたえ、食材の組み合わせや下処理の妙、隠し味の威力など奥も深く、……。日常とは異なる思考、作業がストレスの解消にも効果大であることも分かりました。」(衛生監視員協議会「衛監協だより」より)

〔水彩画〕「日曜日の午後2時から5時までの3時間、月3回の絵画教室、年2〜3回の写生会。(月1回にも満たない出席率)「私にとって、……『没頭できる』月に1度あるかないかの『3時間』がとても貴重なものになっていくのです。それにとどまらず、歩いていてふと目に留まったものに足を止め、『この形はどう描くか』『この色はどうすれば出せるか』などと考えることの楽しみを見つけたことも大きいことでした。」

〔鮎の友釣り〕非常勤も終わった今年、毎日でもと張り切っていたのですが、どうしたことが私のホームリバー酒匂川の「鮎の遡上」が激減、先日も「お持ち帰り」は友鮎2匹のみで、涙の「釣りに行き」となりまして。

〔水彩画〕私が「慣れ親しんできた」絵画教室の老先生(89歳)が、今春入院で教室はお休み。このままでは刺激がないと「通信教育」でかろうじてつないでいるところです。

〔料理〕新しいメニューにも挑戦したり、田舎に帰った折、母に披露したりしていますが、サンデー毎日の現在、「趣味」が「仕事」になりそうな恐れを感じ、ちよっと距離を保つようにしています。



「ジョギング」「70歳までは、年に1回フルマラソンに挑戦」を目標に、今年10月に郷里島根の隠岐島で「50キロマラソン」に。週3〜40キロいい汗をかいてます(加齢による

「衰え」に逆らって)。旅先での早朝ジョギング、「ビューラン」と名づけていますが、朝湯・朝酒とあわせて楽しいですよ。

今年には第二次世界対戦が終わって60年、各地で様々な行事がありました。

日本が内戦もなく、世界戦争にも参加せず何とか平和を保ってこれたのは平和憲法があったからこそではないでしょうか。

この憲法を自民党が改正を目論見改憲案が提示されました。

これに対し、津浦浦浦で「九条を守る会」が作られ三千を超えようとしていますが、もう一つの重要な条文が改正されようとしていることを知っていますか。

現憲法の基本三原則は、基本的人権の尊重、国民主権、平和主義ですが、すべての人の生き方にかかわる人権のうち、家庭内の人権と男女の平等を定めている第24条です。

戦前、女性には選挙権はなく、配偶者の選択、財産の管理、子の親権も基本的には夫、重要な契約の当事者にもなれないなど、一人の人間としての権利を認められていませんでした。

勿論、日本の女性たちは黙っていた訳ではありません。参政権やその他の権利を求めて運動をしましたが女性は演説が禁止されており、演壇に立って話し始めると引きずり降ろ

されたりしました。

そのような無権利状態の女性たちをじっと見つめていた外国人の女性が居ました。

ピアニストの両親と日本に住んでいた、ベアテ・シロタ・ゴードンです。

彼女は米国に留学中、日米開戦のため日本に戻れなくなり、戦後、GHQの職員となって来日しました。

新憲法起草者中、唯一の女性であったので、第24条を「家族生活における個人の尊厳と両性の平等」と

次世代への伝言

新井 通子

して婚姻における同等の権利、配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定等を入れることを強く主張したのです。

その前提として第13・14条があり、その中には性別によって差別されないということが明記されているのですが、時の政府代表者が「男女平等」

に反対し、女性の権利については天皇制の存続と同じぐらい激しい議論があったとベアテは話しています。

彼女が書いた初めの草案にはもつと細かく具体的なことが入っています

したが、憲法はすべての政府機関の活動をコントロールする「最高法規」ですから、そこまで入れる必要はないということになりました。

つまり細かいことは法律が定めることになる訳ですが、選挙、被選挙権の行使の他は民法が改正され、婚姻、家族に関することが大きく変わりました。

すなわち、旧民法では家制度のものと女性はその家に「嫁に行く」ことになっていましたが、結婚は両性の合意のみにより自由にできる訳ですから戸籍を離れ、二人で新しく戸籍を作ることになり、姓はどちらを名のつてもよいことになりましたが、残念ながら殆んどが男性の姓にするのが現実です。

相続についても長男相続から女子も男子と平等にできることになり、曲りなりにも、24条は実現したので

その後、一九七五年の国際婦人年があり、政府による国内行動計画が作られ、各自治体にも準ずることが求められました。

しかし各方面の抵抗が強く、特に経済界と政界の意識改革は遅れ、未だに多くの課題を残しました。

一九九九年になって「男女共同参画基本法」が制定されましたが、こ

れは九〇年代の連立政権の流れと世界的な圧力と長年の女性運動の成果といえるでしょう。

しかし内容的には推進派には物足りないのに、反対派にとっては大変なものをつかり通してしまったというのが実情のようです。

そのため以後自治体を作ろうとする条例や計画に対し猛烈なバッシングが始まり、とりわけ「ジェンダー」(社会的・文化的性差)という言葉に激しく反発しています。

何とかして以前のように家庭では父親が権力を持ち、社会では男性がリーダーシップをとる制度に戻したいとする動きは、教育基本法の改正教科書採択問題なども根は一つであり、憲法全体を見直し、日本社会

のあり方を変えようとするものです。いかなる差別であれ温存すれば、やがては、日本への原爆投下、アウシュビッツ、ベトナム、アフガン、イラクのように大量虐殺へつながりかねないものであることを考えてください。

注 G H Q General head quarters

連合軍総司令部

暮し破壊の「構造改革」

年金・介護・医療

04年に年金制度、今年から年金課税の強化、来年は医療制度が変えられそうです。どうなったか、どうなるかを概観して見ましょう。

★ 年金制度

1 年金制度の「改正」

(1) 保険料の引き上げ
厚生年金の保険料について、現行13・58%（労使折半）を毎年引き上げて2017年までに18・30%に固定する。この引き上げで労働者の負担は3兆円の負担増になる。

(2) 年金給付の引き下げ

「物価スライド」により02年度から04年度までで年金給付は2・9%が引き下げられた。給付水準（夫婦モデル世帯）でも、現役世代の所得の50%（現行59・4%）まで引き下げられる。

(3) 「マクロ経済スライド」を導入

労働人口、少子化、保険料の負担能力などにより年金の給付水準を自動的に調整するこの制度は、年金の「実質的価値」を無くし、社会保障制度を破壊するものとも言われている。

(4) 夫婦の離婚

扶養者（夫）の年金を妻と分割す

ることが出来る。

(5) 基礎年金の国庫負担を先送り

国庫負担を3分の1から2分の1に引き上げることを先送りする。

2 年金課税の強化

05年度から、65歳以上の年金暮らしの人に対して、現行の課税最低限度140万円が120万円に引き下げられる。同時に「老年者控除50万円」が廃止される。今年から7万円程度の増税。しかも、所得税の増加は、地方税、国民健康保険料の増加となって跳ね返ってくる。

政府は「世代間の公平」を理由にしているが、共済年金の平均年額268万円（2000年度）、国家公務員の年収86万円（50歳、配偶者・子2、01年度）となっており、年金生活者と現役労働者の間に大きな差がある。「世代間の公平」と「最低生活の保障（憲法）」がせめぎ合う状況だ。

3 年金積立金は？

現在の積立金は、退職者が現役の時に営々と働き、積み立ててきたものの、20兆円。だが、損失を招いた投資で「年金積立金は帳簿上にはある」が「現金は無い」のが現状であると言う。

年金を確保するための積立金として取り崩して、制度に生かしていくならば「改正」の必要はない。

★ 介護保険

「改正」介護保険法が、6月21日に成立した。介護保険の利用者が、04年で387万人と急増し、給付額が3兆から5兆円へ膨らんでいる。施行年後の見直しの内容に、現状がどう生かされているか？

1 予防重視型システムへの転換

「筋力トレーニングや家事援助サービスの制限により、高齢者の身体機能の低下を防ぐ。」と厚労省。また、このシステムは、市町村の責任で「地域包括支援センター」を創設してマネジメントを行い、「地域支援事業」として進めようとしている。

つまり、「給付制限」を最大の目的とした軽度の利用者に対する介護サービスの抑制である。同時に、市町村に対して、要員、施設などの負担に多くの疑問、不安、問題が残されている。

2 施設利用者への負担増

金が無ければ施設を利用できない

年金80～266万円（住民税非課税）の施設入居者で見ると、居住費は1～5万円、食費は2万円、今までの1割負担に加えて3～7万円程度の負担増となって来た。（今年10月から）

3 市町村に責任の押し付け

——地域サービス体系の確立

厚労省の試算によると、このシステムでは保険師1人の扱いが300～500人となり、現状では対応しきれない状況である。しかも、具体的な対策は先送りとなっている。

4 民営化が最大の問題

——サービスの質の見直し
社会保障の民営化で介護保険事業者の不正が増加して、指定の取り消しが続いている。社会保障分野を民間市場へ開放することは、制度破壊につながることを示している。

5 負担の在り方、制度運営の見直し

厚労省は、65歳以上の第1号被保険者の保険料の区分を細かくして保険料の引き上げをしようとしている。なお、これを「省令」で決めようとしている。

6 被保険者・受給者の範囲

保険料の負担年齢を40歳から20～30代へ引き下げる、給付の3年後の見直しなど、さらに2011年度を目途に新法の策定が進められようとしていることに注意をしなくてはならない。

★ 医療制度

——2006年にきたるもの

1 高齢者医療制度の改変
老人保健法を廃止し、新たな高齢

ホームページによる情報提供の充実

現在、本会の会報は年4回(B5判8ページ〜12ページ)発行し、会員をつなぐ重要な情報伝達手段となっております。会員の皆様からも会報を楽しみにしているという声が多数寄せられています。しかし、三カ月に一回の発行ですから、速報性、ニュース性という点では不十分と言わざるを得ません。それなら会報の発行回数を増やせばいいのではないかと思われるかもしれませんが、会報を1回発行するには編集費・印刷費・郵送料を含めて約20万円かかり、会の財務状況から言ってこれ以上発行回数を増やすのは困難です。そこで考えたのがインターネットによるホームページ(Home Page)以下HPと略す)の活用です。会報と会報の間に緊急にお知らせしたいことや紙幅の制約があつて会報には載せきれない資料などをHPに掲載し、会員の皆様に対する情報サービスの充実を図りたいと考え、プロジェクトチームを作り検討を始めています。

現在でも、県職勞のHPの一角に「退職者こだま会」というHPができています。しかし、これは県職勞のご好意により、県職勞情宣部が作成・掲載し、すべて県職勞任せの状況で、県職勞側に多くの負担をおか

けていました。今年度になつてから、県職勞と協議して、HPの企画・編集・内容の更新を退職者会として行うことにいたしました。なお、県職勞のHP内にある現在の退職者会のHPをそのまま使わせていただくことになつていきます。したがつて、HP維持経費は従来と同様、県職勞が負担してくれるので、本会としては、当面、立ち上げのための経費はかかりませんが、維持経費は負担しなくてよいことになつていきます。

HPの掲載内容については、プロジェクトチームで検討中ですが、さしあたり、次のようなものが考えられます。

- ①趣味の会を初めとする諸行事や活動予定についてのお知らせ
- ②年金・医療保険・介護保険など社会保障制度に関する基本的な資料や情報
- ③地方自治や地方自治体の動きに関する重要な情報
- ④その他会員のくらしに役立つ資料

退職者会としては、今後、IT時代にふさわしい情報の提供方法を研究していきたいと考えておりますので、HPについてのご希望やご意見がありましたらお寄せくださるようお願いいたします。(生方武羅夫)

医療制度を創設し、医療費の自己負担額を70歳以上の自己負担を1割から2〜3割に引き上げようとしている。

厚労省では、「74歳以下3割、75歳以上2割を検討中。

2 「混合診療」の解禁

「混合診療」とは「保険診療」と「自由診療(医療費全額自己負担)」を

「県行政にかかわるすべての労働者の強固な団結と県民との共同で憲法と地方自治が息づく神奈川県政を実現しよう」をメインスローガンに

9月8日、横浜市開港記念会館で県職勞第93回定期大会と神奈川県職員労働組合総連合(略称「県職勞連」)の結成大会が開かれました。

県職勞連の結成は、県の「公の施設」への指定管理者制度の導入など、すさまじい速さで進む松沢県政リス

トラに対抗して、要求実現の母体をつくらうと、昨年の秋の県職勞定期大会で結成方針が提起されて以来、1年をかけて職場討議を展開。役員も組合員の全員投票で選出。当日は、

運動の飛躍的發展へ

——県職勞運動の歴史と伝統を引き継ぎ「県職勞連」を結成

組み合わせた医療制度である。これを解禁すると、患者が均質な医療を自由に受けられることが保証された現在の制度が破壊されかねない。つまり、治療も金次第と言つた制度になる。

(全国自治体退職者会連絡会『第8回定期総会 議案付属資料』からの要約・木村)

結成議案をはじめ規約案、予算案など全ての議案が圧倒的多数の挙手で採択されました。

今年の1月24日には、県の「公の施設」への指定管理者制度の導入をめぐって県公務公共一般労組が結成され、3月26日には県病院事業庁の発足(4月)に伴い県病院労組が誕生。県職勞連は当面、県職勞、県病院労組、県公務公共一般労組で構成。公・民が団結し、要求実現や組織を飛躍的に發展させる運動の第一歩をスタートさせました。

(県職勞連の4役員紹介)

- 委員長 加瀬文隆(県職勞)
- 副委員長 杉田 厚(公務公共一般)
- 副委員長 佐伯義郎(県職勞)
- 副委員長 植木眞理子(県病院労組)
- 書記長 神田敏史(県職勞)
- 書記次長 岡部眞聖子(県病院労組)

(敬称略)
(鳥海敏雄)

高齢期運動

平和行進と

原爆訴訟裁判(続き)

原爆訴訟かながわ支援の会・第二回総会の講演で肥田医師は六千人の被爆者を診てきた立場で、原爆の間接被爆の実情を次のように話されました。

原爆投下後に、救援や肉親を探して広島・長崎に入った人たちが次々と同じ症状……脱毛や吐血等で「わしゃピカに遭つたらんけんね」と言いながら死んでいった。

被爆者は六〇年間、放射線被害と向き合ってきた。この事実を、国はなかなか認めようとしない。

「生き残った自分はいい方だ」と声を挙げられない被爆者がたくさんいる。

「私は被爆者がどのように生きて、そして殺されてきたか、を見てきた。被爆者はみんな99才まで生きてほしい。開き直つて核兵器廃絶の運動に加わつて欲しい」。

88才とは思えぬ医師のほとばしるような熱情で訴えられる姿から、私は原水爆禁止平和運動の原点が鋭く問われているように思われてなりませんでした。

(加藤利秋)

全国自治体退職者会連絡会

総会参加報告

本年の全国自治体退職者会連絡会(以下単に「連絡会」という。)総会は、自治労連大会の前日に当たる8月21日(日)午後1時30分から山口県山口市湯田温泉で開催されました。総会には北は岩手から南は北九州までの各退職者会からの代表並びに連絡会の役員48人が参加しました。今年5月に結成された高知自治体退職者の会(現在は各市職労退職者中心の会)の代表が初参加し、運動の広がりが感じられました。

会議は連絡会事務局次長加藤利秋さん(こだま会事務局長)の司会で始まりました。議長に東京都職員退職者の会(浅海さん)を選出した後、まず城田会長が役員を代表して挨拶しました。次いで、来賓として自治労連本部阿部中央執行委員(組織局長)が挨拶をしましたが、同氏はその中で自治労連運動の現状と当面する課題について詳細な報告を行いました。そのポイントは①自治労(連合)が憲法9条を改悪する方向で動いている状況の下で「自治体9条の会」運動を進めることが重要であること②自治体合併の推進、「規制緩和」の名の下に公共部門の民営化が進められている中で、自治と分権を守り発

展させる運動を強化することの重要性③このような重要課題を担う自治労連の体力強化(30万人自治労連の建設)④今年度人事院勧告の特徴と問題点などであり、有意義な内容でした。

経過報告では①毎週木曜日、事務局担当役員の常駐体制をとり、活動を進めてきたこと②情報宣伝活動の充実を努め、本年3月以降、連絡会ニュースを毎月定期的に発行してきたこと③年金・医療保険・介護保険制度の改悪に反対し、改善の運動を進めたことなどが報告されました。

②に関連して、こだま会におけるホームページ作成の取組みについて報告するとともに連絡会でもホームページを立ち上げ、情報や資料提供の充実を図つてほしいと要望しました。

活動方針では、(一)私たちのくらし・平和・憲法などをめぐる情勢(①福祉・社会保障の現状②憲法と平和のたたかい③地方自治をめぐる動き)(二)要求の実現とその取り組み(年金・介護保険制度の改善、医療制度の改悪反対運動の推進)などについて提案が行われ、討議の上満場一致で決定しました。

なお、9月に総選挙が実施される情勢を考慮し、この4年半に亘る小泉内閣の悪政を糾弾し、日本の平和

と民主主義、国民の生活と権利を守る政治選択を行うよう訴える決議を採択しました。

最後に連絡会の役員候補者名簿が提案され承認されましたが、本会の加藤利秋事務局長が引き続き連絡会の事務局次長に就任し、運動の発展に寄与することになりました。

(生方武羅夫)

「県職員9条の会」(仮称)

結成総会にご参加を!!

「県職員9条の会」への参加のお願いにたいして、会員として賛同の方63名(内呼びかけ人18名)のほりました。感謝!!

この会の結成総会が開かれます。

日時 12月8日(木)18時45分

会場 かながわ県民センター12階

ホール(横浜駅西口徒歩3分)

講師 小森陽一氏(東京大学教授)

費用 資料代五〇〇円

みなさん誘い合せてご参加下さい。

編集・発行
県職勞退職者こだま会
発行人 生方武羅夫
発行日 2005.10.15

No.70

〒231-0023
横浜市中区山下町57-1
神奈川縣職勞内
TEL 045-212-3179(代表)